

施工パッケージ型積算方式 導入に関する建設業界の声

株式会社浅沼組土木事業本部企画部

部長

くわはら しげお
桑原 茂雄
ひらいわ のぶあき

土木事業本部工務第2グループ 課長

平岩 伸章

1. はじめに

平成24年10月1日以降、63工種が従来の積上げ積算方式から施工パッケージ型積算方式に移行され、25年10月からは新たに146工種の施工パッケージが導入される予定である。それに伴い、移行された工種については、従来からの積上げ積算方式は削除される予定である。

将来的には特殊な工事を除き、ほぼ全ての工種が施工パッケージ型積算方式にシフトするため、従来の積上げ積算方式がなくなることとなる。昨年10月以来、国土交通省直轄工事では施工パッケージ対象工種は確実に適用・運用されてきており、積算業務の効率化に向けた動きが見られる。

過去にパッケージ化された単価の積算方式で、先駆けとなったものとしてはユニットプライス型積算方式が挙げられる。しかし、当該積算方式は一つのプライス単価に複数の工種と経費から構成された複合単価方式になっていたことから、価格の透明性や弾力的な変更対応への課題が指摘されていた。

また、受注者との合意単価のみを反映した積算単価設定においては、価格の妥当性に対する懸念もあった。それらの課題を全て解消したのが、施工パッケージ型積算方式といたいところであるが、この積算方式にもいくつかの課題はあると考える。本論は入札参加企業の立場において、施工

パッケージ型積算方式の利点、現段階における問題と課題、および提案について報告する。

2. 入札参加企業にとっての利点

施工パッケージ型積算方式導入の最大の目的は、積算の効率化である。それ以外にも、入札参加企業にとっては以下のような利点が挙げられる。

- ① 総価契約単価合意方式による合意協議、あるいは設計変更協議の円滑化が期待できる。
- ② 条件明示の公表により透明性が担保され、適切な単価算出が可能となる。
- ③ ユニットプライスと比較すると、パッケージ内の単価構成が分かりやすい。

以上の利点から積算の効率化だけでなく、積上げ方式やユニットプライス方式にも増して透明性が確保できるものと考ええる。

ゆえに、発注者と入札参加企業間の考え方の相違による違算の減少が期待できる。

3. 入札参加企業にとっての問題点

現段階での施工パッケージ型積算方式の問題点として、以下の事項が挙げられる。

- (1) 施工歩掛の逸失

単価がパッケージ化された工種については、前

述したように積上げ積算方式が削除されるため、積上げ方式の根拠となる施工歩掛の存在もなくなり、工事の指標となる積算工程が立て難くなる。結果、施工計画の策定等に影響を及ぼす懸念がある。

特に施工実績の少ない小規模な地方自治体や建設企業にとって、工事の工程作成における指標がなくなることにより、これまでにない混乱が懸念される。

(2) 収集データの信憑性に対する懸念

低入札価格調査制度や会計法における予定価格の上限拘束性によって、入札内訳書の直接工事費が必ずしも“真の値”とはいえない場合がある。これは有効な入札価格帯に入札額を調整する過程で、やむを得ず直接工事費を修正する場合があるからである。以下に具体の例を示す。

① 低入札価格調査制度の壁

今年度に入り、低入札価格調査を構成する一般管理費の下限が30%から55%に引き上げられた。この結果、同価格は2%程度上昇し、予定価格の100%～おおむね88%付近の入札価格が有効となっている。しかし、多くの工事においては、依然として長年の建設投資額の減少による供給過多状況は解消されておらず、低入札価格調査付近に入札者が集中する傾向にある。

そのため、入札価格は予定価格100%近くが薄く、予定価格88%付近の低入札価格調査ラインに厚く分布する。予定価格の88%付近をターゲットプライスにした場合、入札単価を構成する直接工事費は、調査基準価格の算出基準に従い“予定価格算出の基礎となった直接工事費の額に95%を乗じた価格”付近に修正される場合が少なくない。

その結果、収集データの中位付近を標準単価とすると、真の値よりも低めの単価が標準価格となる可能性があり、このような背景により、全国建設業協会の一部では、「標準価格がデフレスパイラルに陥るのではないかと懸念する声も挙がっている。

② 会計法上の上限拘束性の壁

一方で、小規模工事および、労務者不足や資材高騰の影響を受けている地域の工事においては、算出した積算価格が予定価格に収まらない場合があり、何とか予定価格に押し込めようとするポテンシャルがはたらく傾向にある。それは会計法上

の『1円でも予定価格をオーバーすれば失格』の危機感が入札参加企業には存在するからである。

よって、このような状況下でも直接工事費に修正が加えられている場合がある。その結果、低入札価格調査制度と同様、真の値よりも低めの単価が標準価格となる可能性がある。

一般に、施工パッケージ型積算方式に採用されるデータは、受注企業の合意単価のみでなく、入札に参加した企業の単価も含めた範囲となる。もちろん、受注企業を含めた入札参加企業は、自社が施工でき得る価格を提示するのが原則であるが、①、②で説明したように単価に修正を加えることにより、単価の信憑性が損なわれる可能性がある。

一方で、分析対象の単価収集に当たっては、統計学的に見て、著しく外れている入札単価は対象としないルールがある。しかし、その場合の“著しく外れている”という設定基準が明確でない状態で、制度の運用が続けば、入札参加企業は、単価の妥当性を再検証する必要が生じる。

具体的にはパッケージ単価を再度、積上げ単価に変換し、単価の妥当性を確認する作業が新たに生じることとなり、入札参加企業の負担増加が懸念される。

(3) 物価変動の追従性に対する懸念

現段階では標準単価の設定は、従来から運用されている積上げ方式により行っているため、施工パッケージ方式で算出した単価は、積算年度での積上げ方式に基づいて算出した単価とほぼ同額となる。

しかし、平成26年度からは、平成24年度で収集され、平成25年度で分析された約2年越しの単価が標準単価として採用されることとなり、物価変動に追従した単価になっているかが懸念される。

4. 解決すべき課題

以上の問題点を踏まえ、施工パッケージ型積算方式に対し、入札参加企業から見た解決すべき課題を以下に整理する。

- ① 施工歩掛の逸失による積算工程指標の損失に対する補填策。
- ② 単価設定の信憑性向上に対する対策。

- ③ 市場動向に即座に反応できる臨機応変なシステムの構築。

5. 提 案

以上の解決すべき課題に対して、入札参加企業からの提案について述べる。

- ① 積算工程指標の損失に対する補填策

積上げ積算方式で採用されていた標準歩掛りの移行後の削除について、完全に削除するのではなく、施工計画を作成する上で指標となる歩掛りを今後も残してもらいたい。

ただし、歩掛調査に伴う詳細な施工実態調査を毎年行うことは、施工パッケージ型積算方式の単価調査との並列作業となるため、これまで以上に発注者側に負担を強いることとなり、積算作業の効率化に反することとなる。

そのため、歩掛調査の頻度を落として、積算単価算出のための精度を上げた歩掛りではなく、施工計画策定時に指標となる程度の歩掛りを、引き続き公表してほしいとの要望の聲が挙がっている。

- ② 単価設定の信憑性向上に対する対策

直接工事費をやむを得ず修正した入札単価とその単価を市場単価として採用する施工パッケージ型積算方式のギャップを解消して、データの採取を行う必要がある。

例えば、収集データの標準偏差値中央付近の値ではなく、それよりも少し高めの数値を標準単価に設定するの一案であると考える。

- ③ 市場動向に即座に反応できる臨機応変なシステムの工夫

2年越しで設定された標準単価が入札時の積算単価にどのように影響するか、今後は監視、分析していく必要があると考える。下式に示したように施工パッケージ単価計算式には、1 標準単価、2 構成比（機械（*K*）、労務（*R*）、材料（*Z*））、3 積算地区単価（*＂*）、4 東京地区単価（*＂*）の4項目から成り立っており、特に標準単価と構成比率の設定は積算地区補正単価に大きく影響を及ぼすため、慎重に設定する必要がある。

$$\text{積算地区補正単価} = \text{標準単価} \times$$

$$\left\{ \begin{array}{l} \left[K(\text{構成比}) \times \frac{\text{平成26年度積算地区K単価}}{\text{平成25年度東京地区K単価}} \right] \\ + \left[R(\text{構成比}) \times \frac{\text{平成26年度積算地区R単価}}{\text{平成25年度東京地区R単価}} \right] \\ + \left[Z(\text{構成比}) \times \frac{\text{平成26年度積算地区Z単価}}{\text{平成25年度東京地区Z単価}} \right] \end{array} \right\}$$

標準単価および構成比率の見直しについては、データ収集、分析等に費やす時間の間に生じる物価変動を速やかに反映できる仕組みを構築する必要がある。

また、土木工事は現地生産であり、施工条件は工事ごとに異なるのが常である。施工パッケージにより、施工条件が平準化され、条件がラフ化されないよう監視していく必要もある。特に、今後の建設市場で拡大すると予測されるインフラ再生事業等において、不調不落が多発している補修事業や耐震補強事業、および地方の小規模工事や維持管理工事に対しては、適用基準を変えるなどのきめ細やかな条件設定を望むものである。

6. おわりに

施工パッケージ型積算方式は単なる積算方式の変更という位置付けではなく、予定価格に及ぼす影響が大きいため、施工を行う企業の収益にも多大な影響を及ぼす。その結果、最終的には協力業者の労務者賃金等にも反映されることになる。

わが国の建設生産システムが見直されている中、建設労務者の確保は喫緊の課題であり、一定賃金の確保が課題解決の重要な役割を担っていることはいうまでもない。このような背景を理由に今年度初頭に国土交通省において、大幅な設計労務単価の見直しが行われたと理解している。

施工パッケージ型積算方式が本格的に導入されると、これまでに述べてきた問題点以外にも新たな問題点が表面化する可能性がある。

そのような問題に直面した場合、より良い解決策を見出すために、入札参加する企業側も知恵を出し、受発注者がコミュニケーションを取りながら対応していくことが、施工パッケージ型積算方式を持続可能な積算方式とするための大きな鍵になると考える。